

企業庁経営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 企業庁事業の経営評価を行い、もって事業の効果的な推進を図るため、企業庁経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経営評価に関する指標及び目標に関すること。
- (2) 目標の達成状況の評価に関すること。
- (3) その他事業の効果的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、継続して10年を超えて就任している者については、原則として委員に再任しないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名により選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第2項の規定に基づき、会長が必要と認めた委員以外の者が会議に出席した場合は、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、兵庫県企業庁総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、公営企業管理者が招集する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(委員任期の特例)

- 2 平成 28 年 12 月 31 日において委員である者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

ただし、別表については、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

分 野	委 員 名
学識者	兵庫県立大学 国際商経学部教授 兒山 真也
	甲南大学 経済学部教授 足立 泰美
	関西学院大学 経済学部教授 上村 敏之
企業経営	株式会社橋本工務店 代表取締役 橋本 育子
	株式会社みなと銀行 地域戦略部 部長 川上 和也
経営診断	あずさ監査法人 神戸事務所長 堀内 計尚
	RSM 清和監査法人 公認会計士 高橋 潔弘